

## 第1章

# 序論

- 1 後期基本計画の策定にあたって
- 2 ふじみ野市を取り巻く環境の変化
- 3 市民の意向
- 4 前期基本計画の達成状況と財政状況
- 5 将来像の実現のために
- 6 後期基本計画の体系
- 7 各分野の個別計画
- 8 計画の見方



## 1 後期基本計画の策定にあたって

### (1) 計画策定の目的

平成17年10月、上福岡市、大井町の1市1町が合併し、ふじみ野市が誕生しました。その後、平成20年には、合併の際に策定した新市建設計画に基づき、平成29年度を目標年次とした「ふじみ野市総合振興計画基本構想」を策定し、「自信と誇り そして愛着のあるまち ふじみ野」を将来像に掲げ、その実現に向けた具体的な取り組みについては、平成24年度を目標年次とした「前期基本計画」に基づき進めてまいりました。

この間、社会経済情勢は目まぐるしく変化し、市民の雇用や暮らしにも深刻な影響を及ぼすとともに、少子高齢化や人口減少の加速化、地球環境保全に対する意識の高まり、価値観の多様化、そして平成23年3月の東日本大震災を契機とした危機管理に対する重要性の高まりなど、本市を取り巻く状況は大きく変動しています。

また、地方分権がますます進展する中で、本市としても自主・自立性の高い市を目指し地域間競争と言われる時代を勝ち抜くため、行政システム全体の変革が求められています。

このような状況を踏まえ、平成24年度をもって前期基本計画の計画期間が終了することから、基本構想や前期基本計画の理念や目標を継承・発展させつつも、新たな視点と発想を加えた、すべての市民にわかりやすい後期基本計画を、今後5年間におけるまちづくりの方向性と目指す目標を明らかにする計画として、ここに策定するものです。

## (2) 計画の構成と期間

総合振興計画は「基本構想」「基本計画」と毎年度見直しを図りながらローリングする「実施計画」で構成されています。

基本構想は、平成20年度から平成29年度を計画期間として、まちの将来像を定め、その将来像の実現を図るための基本方針と施策の大綱を示すものです。

基本計画は、基本構想に示された将来像を実現するための施策の大綱に基づき、個々の政策・施策を体系的・具体的に示すものです。また、総合振興計画の施策を具体的に実行するため、各分野別の個別計画、事業などはすべてこの基本計画に即して進めることとなります。なお、各個別計画の詳細については、25ページ以降をご覧ください。

### ■ 計画の構成

#### 基本構想（平成20年度～平成29年度）

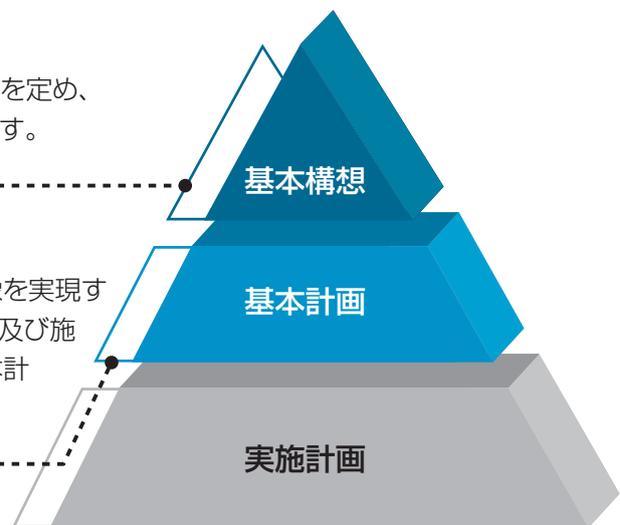
基本構想は、目標年次を展望して市の将来像を定め、その実現を図るための施策の大綱を示すものです。

#### 後期基本計画（平成25年度～平成29年度）

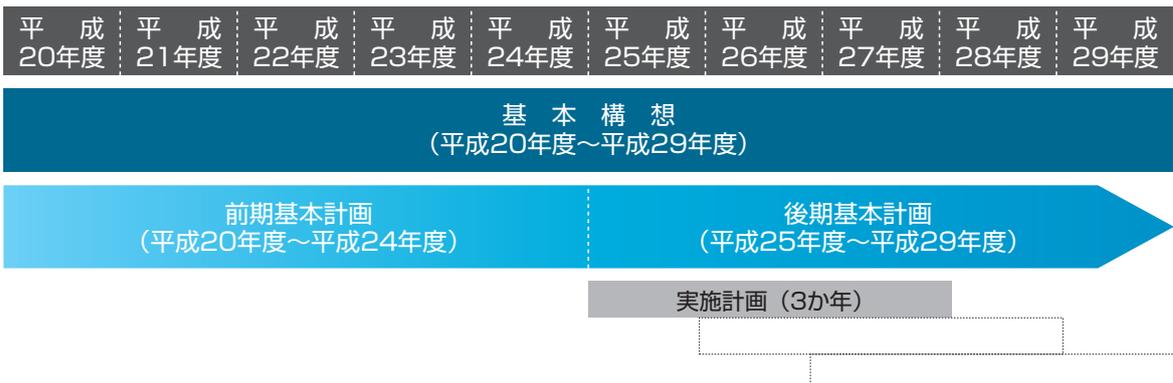
基本計画は、基本構想に示された市の将来像を実現するため、施策の大綱に基づき必要な課題と政策及び施策の方針を示すものです。本計画は、前期基本計画を引き継ぐ形で策定するものです。

#### 実施計画（3か年）

実施計画は、3年間を単位とし、毎年度ローリング方式により事業の見直しを図ります。この計画は、基本計画の施策の方針を受けて、財政計画との整合を図りながら優先順位にも配慮しつつ、実施すべき事業を定めるものです。



### ■ 計画の期間



### (3) 計画策定の基本的視点

後期基本計画については、持続可能な行財政運営を担保することを大前提に、次の視点に重点を置き計画を策定しました。

#### ① 施策の選択と集中による計画策定

厳しい財政状況を踏まえつつも、活力あるふじみ野市の実現に向けた市政運営を展開するため、「選択と集中」を前提に横断的な組織での取り組みを施策体系に活かしました。

また、前期基本計画の施策の検証を行い、選択と集中に基づいた各施策における事業の主なものを明確に示しました。

#### ② 参画と協働に向けた計画策定

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会の形成に向け、市民参画の推進に向けた気運を高めるとともに、協働意識の向上を促進する計画としました。

また、市民の参画と協働を重要な要素と捉え、市民意識調査やパブリック・コメント制度\*などを実施しました。

さらに、市民ニーズの多様化、社会の急速な変化などに柔軟に対応できるよう、市民に期待する役割や取り組みを盛り込むなど、市民、各種団体、NPO、企業などとの連携・協働・役割分担を行いました。

#### ③ 行政マネジメントシステムの確立

「施策の目標」に基づく「主な目標」を計画上に設定するとともに、それらを行政評価システム\*に活用することで、計画策定後における進行管理と評価の有機的な連動が可能な計画としました。

#### ④ 市民にとってわかりやすい計画づくり

記述内容、構成、表現方法などを工夫するとともに、可能なかぎり目標の明確化や成果指標等の数値化を図り、年度間における達成状況や成果に基づく検証・評価を公表するなど、計画の進行管理などを行う仕組みを明確にすることで、市民にとってわかりやすく親しみやすい計画としました。

## 2 ふじみ野市を取り巻く環境の変化

### (1) 人口の減少・少子高齢化の進行

日本の人口は、平成16年をピークに減少に転じています。人口全体が減少しているにもかかわらず65歳以上の高齢者人口は増加を続けている中、出生率の低下を背景に子どもの数は減少し、少子高齢化が急速に進行しています。

本市の前期基本計画期間における人口の推移を見てみると、人口は増加しているものの、全国的傾向と同様に少子高齢化が進行し、この5年間で高齢者人口は3,000人以上、高齢化率も約2.6%増加しており、県内の高齢化率の平均を上回っている状況です。

なお、総合振興計画基本構想（平成20年策定）では、将来人口を120,000人としていましたが、全国的な人口減少や本市の人口動態等を勘案し、基本構想の人口推計手法（コーホート変化率法）により再推計を行った結果、開発人口（見込み）を含め、平成29年の将来人口は113,000人と見込まれます。今後も、人口は増加傾向で推移するものの、平成29年の年少人口（0～14歳）割合が13.3%（5年間で0.5%減少）、生産年齢人口（15～64歳）割合が61.3%（5年間で1.9%減少）、高齢者人口（65歳以上）割合が25.4%（5年間で2.4%増加）と想定され、本市においても少子高齢化が確実に進行し、長期的には人口減少に転ずることが予想されます。

少子高齢化の進行は、生産年齢人口の減少による税収の減少、医療費や扶助費の増大など、自治体の財政面に大きな影響をもたらします。

### (2) 安全・安心志向の高まり

地震やゲリラ豪雨など自然災害の多発化や子どもや高齢者などを狙った凶悪犯罪の増加などにより、「安全・安心」についての関心がこれまでにない高まりを見せています。

本市では、危機管理体制や防犯・防災体制の強化、浸水対策を進め、安全な生活の確保に取り組むとともに、市民の総合相談窓口を強化するなど、消費者問題やDV\*などの問題への対応も進めています。今後も引き続き、災害や危機に強いまちづくりを推進するとともに、犯罪や事故を含め、身近な危険回避に対して地域一体となって取り組む環境づくりが重要となっています。

### (3) 環境志向の高まり

地球規模での環境問題が深刻化する中で、限りある資源の循環による、環境に負荷が少ない社会構造、生活スタイルへの変化が求められています。また、市民の間でも環境に対する意識が高まっており、自然保護活動の拡大や廃棄物対策・リサイクルの推進などの取り組みが進められています。

本市では、これまでもごみの分別やリサイクルを市民とともに推進してきましたが、これまで以上に、地球環境保全の取り組みを進めるとともに、都市部における自然と調和したまちづくりを進めることも必要です。

### (4) 経済のグローバル化と経済状況の悪化

アジア諸国の急速な経済成長と産業構造の高度化が進む中、製造業をはじめとした幅広い分野で国際市場とのつながりが強まり、経済活動のグローバル化が進行しています。一方、米国に端を発した世界的な景気後退などの影響により、日本国内の経済も不透明な状況が続いています。

本市では、経済状況の影響からか、撤退企業が出るなど、産業全般で厳しい状況が危惧される面もあるため、民間活力の導入や指定管理者制度の充実を図るなど、民間事業者との連携及び企業誘致などを進めることで、産業を活性化し、まちの活力を向上させることが必要となっています。

### (5) 市民との協働の広がり と 地方分権への対応

平成12年の地方分権一括法、平成18年の地方分権改革推進法、さらに地域主権改革として地方分権が推進される中で、平成23年には地方主権改革一括法が公布され、事務や権限の本格的な市町村への移譲など、自己決定・自己責任を基本原則とする地方分権が進められており、自治体には政策面、財政面で厳しい行政運営が求められています。

その一方で、生活水準の向上や長寿社会、価値観の多様化、余暇時間の増大にともない、「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」が求められるようになってきていることに併せ、自らのまちは自らの手で住みやすいまちに変えていこうとする意識が高まっており、全国的に多様な分野での市民による地域活動が活発になってきています。

このような背景から、本市では、自治基本条例\*の制定など、市民との協働の仕組みづくりを進めるとともに、まちづくりを担う人材育成に努めています。こうした取り組みをまちづくりの体制に活用し、市民と行政が連携・協働して魅力あるまちづくりを行っていくとともに、合併した本市では、平成32年度に普通交付税合併算定替\*が終了し、経営資源がさらに制約を受ける状況を見据え、国と地方公共団体の役割分担を明確にしながら、自主・自立による行政運営を進めることが必要となっています。

# 3 市民の意向

## ■ 市民意識調査の結果

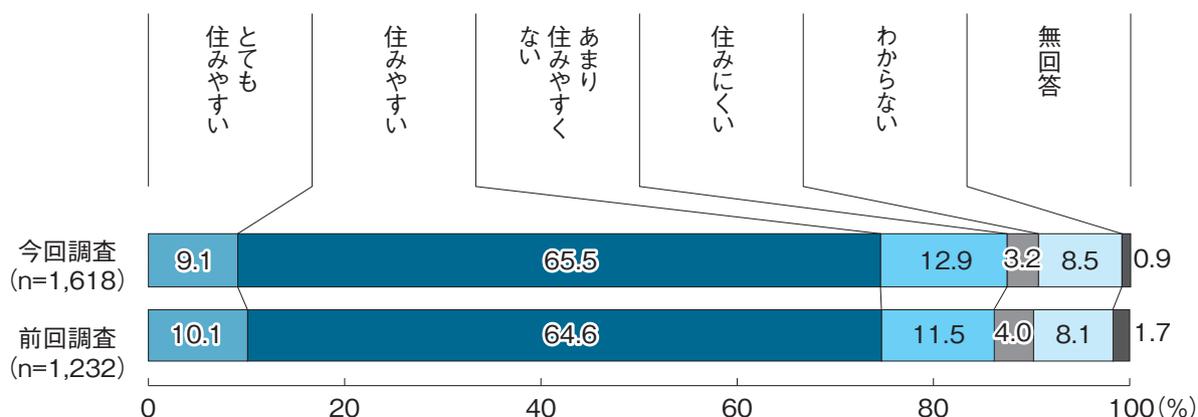
本計画策定にあたり、市民の意見を収集し反映するため、平成24年2月に、住民基本台帳から無作為に抽出した20歳以上の男女3,000人を対象に市民意識調査を実施しました（有効回収数：1,618、回収率：53.9%）。調査結果の概要は次のとおりです。

なお、前回調査については、前期基本計画策定にあたり、平成18年に実施したものです。

### ① 住みやすさ

住みやすさについてみると、『住みやすい』（「とても住みやすい」と「住みやすい」の合計）と感じている人が7割を超えており、6年前（平成18年次）と同様の傾向を示しています。

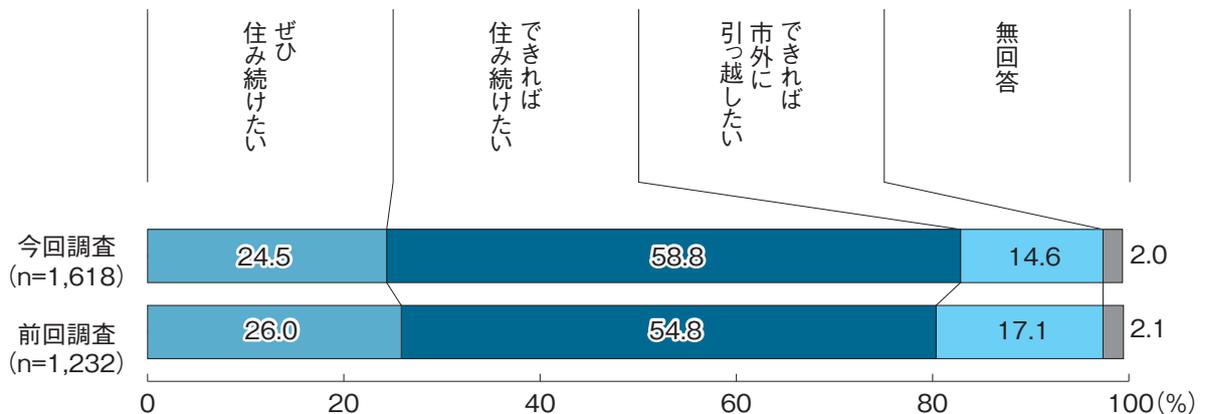
図表 住みやすさについて



② 定住意向

定住意向については、『住み続けたい』（「ぜひ住み続けたい」と「できれば住み続けたい」の合計）と感じている人が8割を超えており、「できれば市外に引っ越したい」と考える人がやや減少しています。また、年代別では年代が上がるにつれ、『住み続けたい』と感じている人が多い傾向になっています。

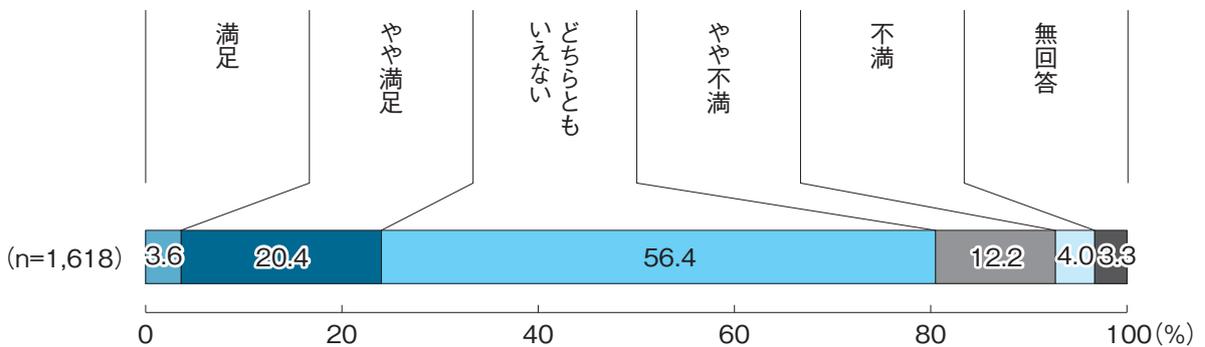
図表 定住意向について



③ 市政に対する満足度

市政に対する満足度についてみると、「どちらともいえない」が56.4%で半数を超えています。また、「満足」、「やや満足」を合わせると24.0%、「やや不満」、「不満」を合わせると16.2%で『満足』が多くなっています。

図表 市政に対する満足度について



#### ④ 施策別まちづくりの満足度・重要度

前期基本計画期間中の本市のまちづくりの取り組みについて、市民がどう評価しているのかを把握するため、満足度と重要度を5段階で評価してもらい、下記のとおりそれぞれを点数化しました。

##### 〈指数の算出方法〉

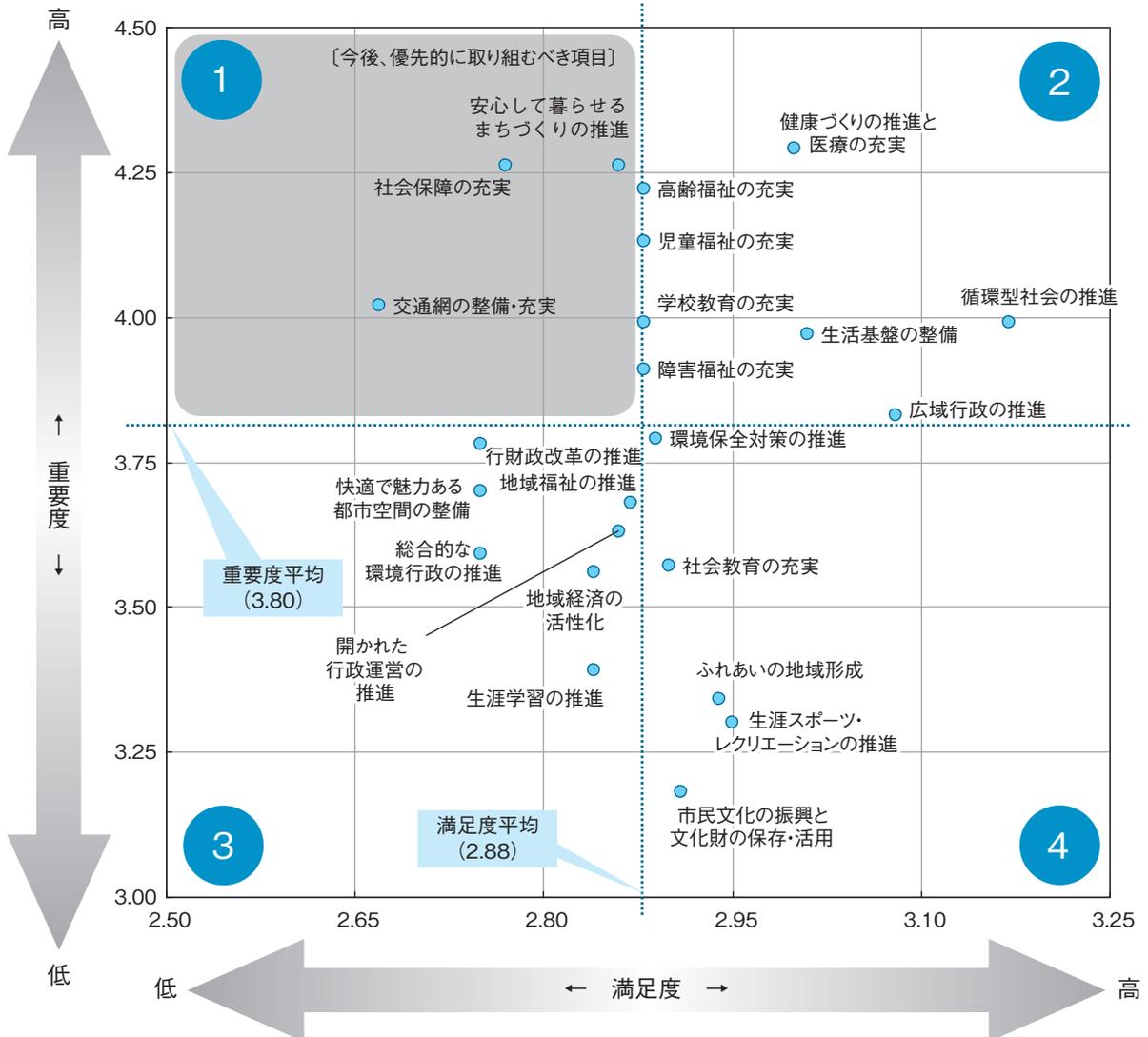
満足度指数：「満足＝5点」、「やや満足＝4点」、「どちらでもない＝3点」、「やや不満＝2点」、「不満＝1点」として回答人数に掛け、回答者の合計（無回答数除く）で除した指数が5に近いほど満足で、1に近いほど不満であることを示す。

重要度指数：「重要＝5点」、「やや重要＝4点」、「どちらでもない＝3点」、「あまり重要でない＝2点」、「重要でない＝1点」として回答人数に掛け、回答者の合計（無回答数除く）で除した指数が5に近いほど重要度が高く、1に近いほど重要度が低いことを示す。

次ページの散布図は、横軸の満足度指数、縦軸の重要度指数から、全体の平均値を基準として、市のまちづくりに対する市民の意識を表したものです。ただし、全体の平均値を基準として相対的な評価としており、各項目を明確に区分するものではありません。

重要度が高く、満足度が低い ため、今後優先的に取り組む 必要がある項目	重要度が高く、満足度も高い ため、今後も継続して取り組む 必要がある項目
重要度が低く、満足度も低い ため、他の項目を優先しながら、 満足度を高めていく必要がある 項目	重要度が低く、満足度が高いた め、場合によっては満足度の低 い項目に優先順位をつけるな どを検討する必要がある項目

まちづくりに対する満足度指数と重要度指数の散布図による分析



全体では、保健・医療・福祉、学校教育、循環型社会などの分野における「満足度」、「重要度」が、ともに高い傾向にあり、今後も継続して取り組む必要があります。

「重要度」が高く、「満足度」が低い、優先的に取り組む必要がある項目は、「社会保障の充実」、「安心して暮らせるまちづくりの推進」、「交通網の整備・充実」などとなっています。

また、「重要度」が低く、「満足度」も低い、他の項目を優先しながら満足度を高めていく必要がある項目は、「生涯学習\*の推進」、「地域経済の活性化」、「総合的な環境行政の推進」、「開かれた行政運営の推進」、「地域福祉\*の推進」、「快適で魅力ある都市空間の整備」、「行財政改革の推進」となっています。

一方、「重要度」が低く、「満足度」が高い、場合によっては満足度の低い項目に優先順位をつけるなど検討する必要がある項目は、「市民文化の振興と文化財の保存・活用」、「生涯スポーツ・レクリエーションの推進」、「ふれあいの地域形成」、「社会教育\*の充実」、「環境保全対策の推進」などとなっています。

## 4 前期基本計画の達成状況と財政状況

### (1) 前期基本計画の達成状況

#### ① 前期基本計画の各大綱別の実績

前期基本計画の施策において、計画期間内に取り組んだ主な事業などは、次のとおりです。

#### 大綱Ⅰ スリムで効率的な協働のまちづくり

年度	前期基本計画で取り組んだ主な事業など
20	<ul style="list-style-type: none"><li>●市民意見を市政に反映させるためのパブリック・コメント制度*を構築</li><li>●ごみ処理施設建設事業を三芳町と共同で着手（ごみ処理広域化基本計画策定）</li><li>●火葬場・斎場を、入間東部衛生組合において建設。運営管理は指定管理者制度を導入</li></ul>
21	<ul style="list-style-type: none"><li>●自治基本条例*の制定に向けた事業を展開</li><li>●人材育成基本方針を決定</li><li>●社会体育施設の料金体系と減免制度の見直し</li><li>●市税、国民健康保険税をコンビニエンスストアで収納開始</li></ul>
22	<ul style="list-style-type: none"><li>●公共施設適正配置計画の策定</li><li>●行政評価システム*及び外部評価制度*の導入</li><li>●集中改革プランの達成率91.2%</li><li>●障害者就労支援センターを三芳町と共同で運営</li></ul>
23	<ul style="list-style-type: none"><li>●行政経営戦略プランの策定</li><li>●定員適正化計画に基づく職員数は670人で、合併時から137人減（合併時807人）</li><li>●公式ツイッター*を開設</li><li>●庁内からのお知らせメール配信開始</li></ul>
24	<ul style="list-style-type: none"><li>●第2次情報化基本計画の策定</li><li>●毎週日曜開庁を出張所で実施</li><li>●旅券（パスポート）の申請・交付事務を出張所で実施</li><li>●指定管理者制度の導入</li><li>▶施設数（平成24年度末現在） レクリエーション・スポーツ施設（9）、産業振興施設（1）、基盤施設（2）、文教施設（4）、社会福祉施設（22）</li><li>●入間東部地区消防組合において消防本部庁舎の建て替えに着手</li><li>●人事評価制度の試行実施</li></ul>

## 大綱 II 健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり

年度	前期基本計画で取り組んだ主な事業など
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未熟児養育訪問の開始</li> <li>●休日や夜間に診療を受けることができる体制の確保</li> <li>●ふじみ野市障害者就労支援センターにおける運営体制の充実（専門職の配置）</li> </ul>
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊婦健康診査助成回数を5回から14回に拡充</li> </ul>
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>●AED*の普及・啓発</li> <li>●虐待予防を踏まえた乳児家庭全戸訪問事業を開始</li> <li>●がん検診（肺がん、大腸がん）受診率は、県内1位（平成21・22年度）</li> <li>●子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用について全額助成を開始</li> <li>●高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用について一部助成を開始</li> <li>●赤ちゃんの駅*の設置</li> <li>●ファミリー・サポート・センター*を富士見市、三芳町と相互利用開始</li> <li>●家庭保育室の保育料の負担軽減</li> <li>●私立認可保育園の建設の支援</li> <li>●放課後児童クラブの整備（第2西、第2鶴ヶ丘放課後児童クラブ）</li> <li>●子育てサービスガイドブックの発行</li> </ul>
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康づくり計画の策定</li> <li>●子宮頸がん、乳がん、大腸がんについて節目検診の無料クーポン事業を開始</li> <li>●集団検診の乳がん検診及び胃がん検診の自己負担金を無料化</li> <li>●子育てサロンを2か所開設</li> <li>●病児病後児緊急サポート事業の開始</li> <li>●子育て情報メールの配信開始</li> <li>●3人乗り自転車貸出事業の開始</li> <li>●2館目の児童センター整備着手</li> <li>●私立認可保育園建設の支援</li> <li>●放課後児童クラブの保育時間を延長</li> <li>●放課後児童クラブの整備（駒西放課後児童クラブ）</li> <li>●食生活改善支援として新たな配食サービス事業の開始</li> <li>●多機能型通所施設*の開設</li> <li>●こども医療費の無料化（通院分）を追加し、中学3年生まで拡大</li> </ul>
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉*計画の策定</li> <li>●血液検査による胃のABCD検診料について一部を助成</li> <li>●国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定</li> </ul>

### 大綱Ⅲ 夢のある心豊かな学びのまちづくり

年度	前期基本計画で取り組んだ主な事業など
20	●子ども読書活動推進計画の策定
21	●総合型地域スポーツクラブ*「ふじみ野ふあいびるクラブ」の設立 ●不登校対応支援員を全小中学校に配置
22	●学校応援団*全校立ち上げ完了 ●上福岡学校給食センター更新事業の着手 ●放課後子ども教室*を開設（24年度現在7か所設置） ●西小学校（一部）の大規模改造工事に着手
23	●公共施設予約システムの導入 ●生涯学習*ハンドブックの発行 ●鶴ヶ丘小学校の大規模改造工事に着手 ●大井西中学校の大規模改造工事に着手
24	●生涯学習推進計画の策定 ●全小中学校耐震補強工事の完了 ●亀久保小学校の大規模改造工事に着手 ●三角小学校の大規模改造工事に着手 ●学力向上を目指し「寺子屋事業」を開始

### 大綱Ⅳ 安心して暮らせるふれあい・連携のまちづくり

年度	前期基本計画で取り組んだ主な事業など
20	●鶴ヶ岡コミュニティセンターの開設 ●防犯情報メール*の配信開始
21	●市民相談を総合相談窓口として機能を強化 ●洪水ハザードマップの作成
22	●ふじみ野市平和都市宣言の制定 ●地震ハザードマップの作成 ●ふじみ野駅周辺の自転車放置禁止区域の設定 ●市営の自転車駐車を3箇所整備 ●消費生活相談員の増員による相談体制の強化
23	●全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備 ●防災行政無線の統合化工事に着手
24	●地域防災計画の見直し ●市民青パト隊*の発足

大綱Ⅴ 環境と共生する活力あふれるまちづくり

年度	前期基本計画で取り組んだ主な事業など
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商店街活性化のため、エコ電球設置補助やプレミアム商品券発行補助を実施</li> <li>●地球温暖化対策実行計画の策定</li> <li>●太陽光発電などのクリーンエネルギーの導入促進</li> </ul>
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>●チャレンジショップ*の開設</li> <li>●本庁舎にて地産地消を推進する農産物の直売を実施</li> <li>●市民農園を2か所開設</li> <li>●市のPR大使を「ふじみん」に決定</li> <li>●路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の制定</li> </ul>
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境基本計画の策定</li> <li>●市民農園を1か所開設（計3か所）</li> <li>●清掃センターの一本化</li> </ul>

大綱Ⅵ 個性輝く快適で魅力あるまちづくり

年度	前期基本計画で取り組んだ主な事業など
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>●亀久保交差点の改良に着手</li> </ul>
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物耐震改修促進計画の策定</li> <li>●上野台地区計画*の決定</li> <li>●霞ヶ丘三丁目地区計画の決定</li> <li>●福岡中央公園を拡張整備</li> <li>●東武東上線福岡駅のバリアフリー化（エレベーター、多目的トイレの設置）</li> </ul>
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市計画マスタープランの策定</li> <li>●既存住宅耐震診断料補助金交付要綱及び既存住宅耐震改修工事費補助金交付要綱の制定</li> <li>●市内循環バスの運行路線及び運行ダイヤの変更並びに市内全域に路線を拡充</li> </ul>
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>●駒林土地区画整理*事業の換地処分*</li> <li>●生活排水について住民意識調査の実施</li> <li>●新たに4公園を整備</li> </ul>
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑の基本計画の策定</li> </ul>

## ② 前期基本計画の検証結果

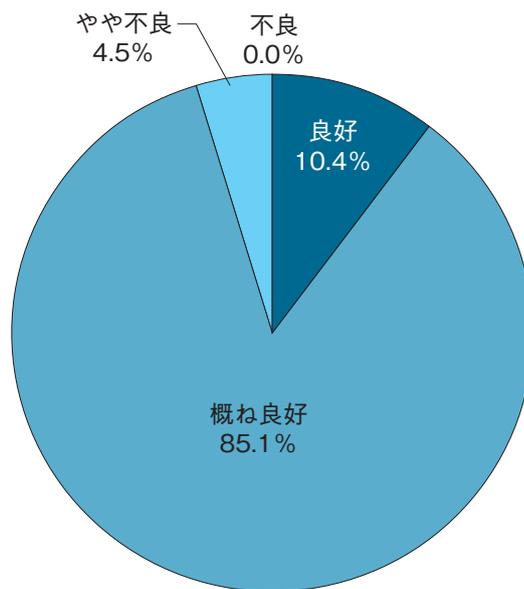
ふじみ野市総合振興計画で定めた将来像「自信と誇り そして愛着のあるまち ふじみ野」の実現のため展開してきた前期基本計画の各施策の実態を踏まえ、その結果を後期基本計画における効果的・効率的な施策の推進や見直しに活用することを目的として、前期基本計画の検証作業を行いました。

また、検証結果は、「良好」、「概ね良好」、「やや不良」、「不良」の4段階に分かれています。

全体的な検証結果としては、「良好」が7施策（10.4%）、「概ね良好」が57施策（85.1%）、「やや不良」が3施策（4.5%）、「不良」が0施策となっています。

また、大綱別では、大綱Ⅰ、Ⅱ、Ⅴ、Ⅵで、「良好」と「概ね良好」の合計が100%になっていますが、大綱Ⅲ、Ⅳでは「良好」も多い反面、「やや不良」との検証結果となりました。

前期基本計画の検証結果（全体）



## (2) 財政状況

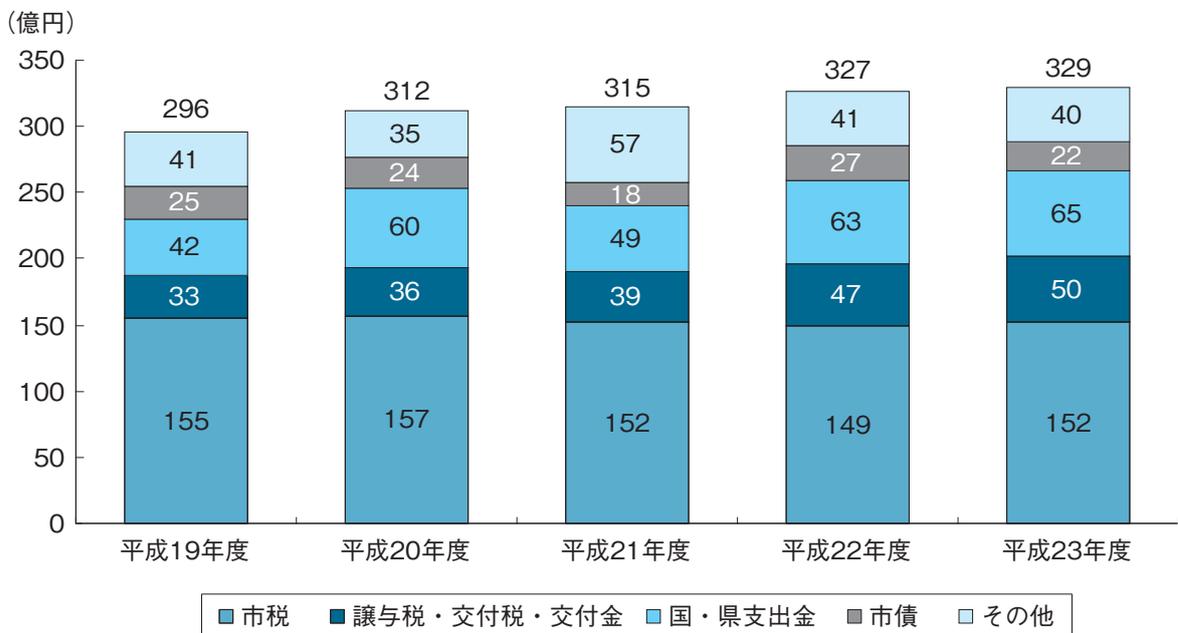
後期基本計画の策定にあたり、本市の財政状況について、普通会計（国の基準に従ったもので、国民健康保険などの特別会計分を除いたもの）により、次のとおり分析しました。

### ① 歳入の決算（普通会計）の状況

歳入の根幹をなす市税は、平成20年度から毎年数億円ずつ減少し、平成23年度はやや回復したものの、今後も増加は期待できない状況が想定されます。

歳入の中で、増加傾向にあるものは、地方交付税（地方の財源を確保するもの）や国・県支出金（国や県から市の事業に対して支出するもの）などとなっています。しかし、県支出金は、事業展開による増減があります。また、合併した本市では、平成18年度から平成27年度までの10年間特例措置が受けられるので、地方交付税が本来の交付額より毎年度約8～10億円増になっています。この特例措置は、平成28年度からの5年間で段階的に削減され、平成32年度には無くなる（本来の交付額となる）ため、歳入面では、減少する要素が多く、また、社会情勢も含め、厳しい状況が想定されます。

歳入の推移



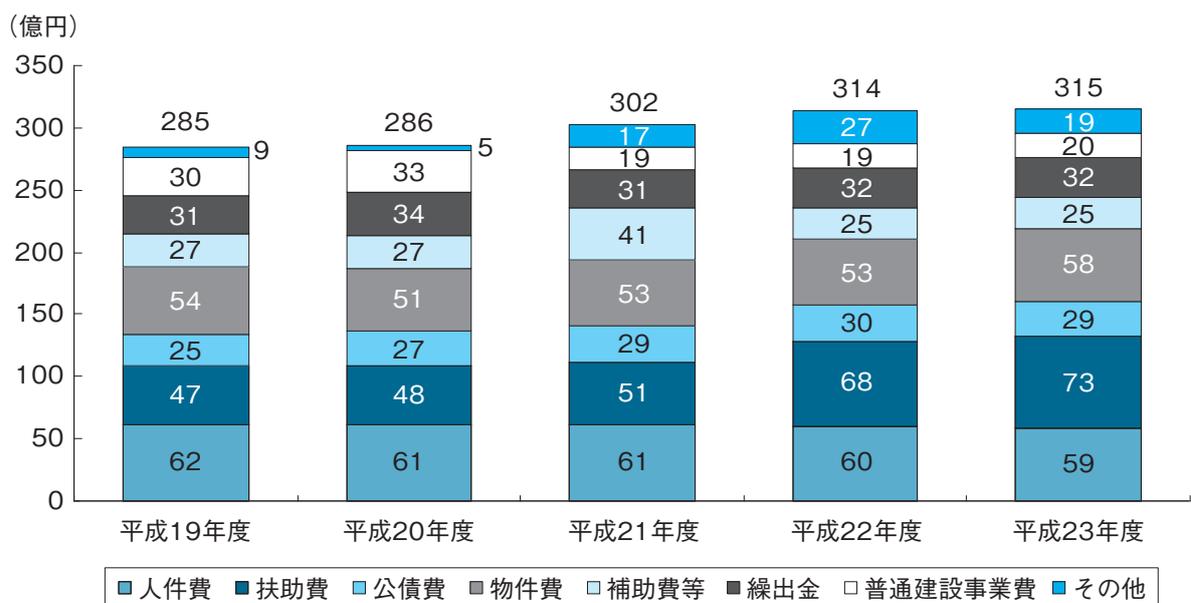
## ② 歳出の決算（普通会計）の状況

歳出では、行財政改革により人件費や補助費等（他の地方公共団体や民間に対して行政上の目的により交付される経費）などが減少している反面、扶助費（社会保障制度の一環として、各種支援に要する経費）、物件費や繰出金が増加しています。

少子高齢化や社会経済状況により、医療や介護の給付関係にともなう費用や生活保護費などの費用の増加が予測されます。また、今後は、増え続ける扶助費などに加え、広域ごみ処理施設や本庁舎の整備などが控えており、小・中学校の大規模改造工事の継続的な実施や老朽化した公共施設等の改修や建替えなどにともなう普通建設事業費の増加も想定されます。

このような状況の中で、今後の歳出の増加に備えた事務事業の見直しを実施し、普通建設事業費の増加に対応するためにも、目的基金の積み立てを進めています。

歳出の推移



### ③ 主な指標の状況

実質収支\*（歳入と歳出の差額から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額）は、増加しています。また、単年度収支（実質収支から前年度の繰越金を除いた額）も、平成21年度以降黒字になっています。しかし、歳入面の減少や歳出面の増加が想定される中、現在のサービス水準を保つことは難しいことが予測されるため、事業の選択と集中を推進するなど、課題解決に向けた取り組みを進めています。

また、指数が高いほど財源に余裕があることを示す財政力指数\*は、県の平均0.853よりは高い水準となっているものの、毎年減少を続けています。それに加え、指数が高いほど弾力性を失っているとされる経常収支比率\*（経常的に収入される財源が、人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費に対してどの程度充当されているかの比率）は、改善の傾向は見られるものの、依然として高い水準にあります。また、指数が高いほど、公債費における財政負担が大きいことを示す実質公債費比率\*（自治体の収入に対する負債返済の割合）は、年々改善されています。

このような状況の中で、財政力の向上や財政的なゆとりの確保に向け、自主財源の確保や新たな財源の確保などによる財政基盤の強化が必要です。

#### 財政指標の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実質収支（百万円）	916	757	1,185	1,195	1,369
単年度収支（百万円）	▲420	▲159	428	10	173
財政力指数	0.913	0.940	0.926	0.890	0.858
経常収支比率	97.1%	95.4%	93.9%	89.8%	89.0%
実質公債費比率	7.0%	5.0%	4.5%	4.0%	3.3%

## 5 将来像の実現のために

計画を実行し、将来像を実現していくため、本市の直面する現状や課題を十分に踏まえながら、参画と協働や経営的視点を取り入れたまちづくりを進めます。

### ① 参画と協働によるまちづくり

将来像の実現のためには、市民が地域の課題を自ら考え、自ら解決に向けて行動する市民主体のまちづくりが必要です。そこで、市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会の形成に向け、市民参画の気運を高めるとともに、協働意識の向上を図り、参画と協働による計画の推進にあたります。

- 年度間における達成状況や成果に基づく検証・評価結果を公表し、市民の参画と協働を促します。
- 情報の公開と共有を図り、市民の参画と協働による計画の実効性を高めます。
- 市民、各種団体、NPO、企業などとの連携・協働・役割分担を明確にします。

### ② 経営的視点を取り入れたまちづくり

本計画に掲げたそれぞれの政策の目指すべきまちの姿を実現するため、限られた財源を最大限有効活用した上で施策を実行し、本市の実情に合った地域経営を進めます。

- 前期基本計画の進捗状況や施策・事務事業の評価、成果などを十分検証し、これらを踏まえた上で、さらに新たな視点を持って後期基本計画期間中の計画推進を図ります。
- 進行管理と評価を有機的に連動させた計画の活用により、各施策で掲げた主な目標の着実な達成を図ります。
- 厳しい財政状況を踏まえつつも、活力ある本市の実現に向けた市政運営を展開するため、社会情勢などに柔軟に対応しながら成果を重視した視点の中で、施策・事業の「選択と集中」を図ります。

## 将来都市像と施策の大綱



## 6 後期基本計画の体系

施策の体系は、「大綱」、「政策」、「施策」の3層構造になっており、政策は部単位、施策は課単位として、主管部、主管課を明確にしています。

また、「政策」は当該分野における目指すべきまちの姿を示すとともに、「施策」は政策で示したまちの姿を実現するための具体的な取り組みや目標を明らかにしています。

大綱	政策	施策
大綱Ⅰ スリムで効率的な協働のまちづくり	政策1 市民とともに歩むまち (市民参加・協働)	施策1 市民との協力体制を構築します (市民参加・協働)
		施策2 必要な情報を広く発信するとともに、広く意見を聴き市民の声を反映します (広報・広聴)
	政策2 計画の実現と持続可能な行政経営を進めるまち (計画推進)	施策3 効率的で効果的な計画行政を進めます (行政経営)
		施策4 自主・自立した持続可能な財政基盤を構築します (財政)
		施策5 国・県・周辺自治体と連携した施策を進めます (広域行政)
	政策3 組織風土改革が進んでいる市役所 (総務)	施策6 人材育成と連携した人事管理制度を推進します (人事管理)
	政策4 市民の利便性を高めるまち (市民生活)	施策7 市民が利用しやすい窓口サービスを進めます (市民窓口サービス)
		施策8 市民が安心して利用しやすい公共施設にします (公共施設)
		施策9 ICT (情報通信技術) を活用した市民サービスの充実を図ります (情報政策)
大綱Ⅱ 健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり	政策5 人びとが支え合い誰もが安心して暮らせるまち (地域福祉、子育て支援、障がい福祉)	施策10 地域で暮らしを支え合うまちづくりを進めます (地域福祉)
		施策11 子どもを安心して育てることができる環境づくりを進めます (子育て支援)
		施策12 仕事と子育ての両立を支援します (保育)
		施策13 障がいのあるなしにかかわらず、ともに暮らせる地域づくりと障がい者の自立・社会参加を進めます (障がい者福祉)
	政策6 誰もが健康でいきいきと暮らすまち (保健・医療、高齢者福祉、社会保障)	施策14 生涯を通じた健康づくりと地域医療体制の充実を図ります (健康づくり・医療体制)
		施策15 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせる環境づくりを進めます (高齢者福祉)
		施策16 安心して暮らせる社会保障制度を運営します (社会保障)

大綱	政 策	施 策
大綱Ⅲ 夢のある心豊かな学びのまちづくり	政策7 次代を担う子どもたちが健やかに育つまち (学校教育)	施策17 地域に開かれた特色ある学校づくりと安全・安心な教育環境の整備を進めます (学校運営)
		施策18 健やかな心と体を育み確かな学力を身につける教育を進めます (学校教育)
	政策8 ともに学び合い心豊かな人を育むまち(生涯学習)	施策19 誰もがいきいきと学べる環境づくりを進めます (生涯学習)
		施策20 人と地域を育む社会教育を推進します (社会教育)
		施策21 歴史文化の継承と豊かな感性を育む文化活動を進めます (文化振興)
	大綱Ⅳ 安心して暮らせるふれあい・連携のまちづくり	政策9 一人ひとりが輝きふれあえるまち(地域・人権・交流)
施策23 スポーツを通してみんながつながるまちを目指します (スポーツ・レクリエーション)		
施策24 人権を尊重し平和で思いやりのある地域社会づくりを進めます (人権・平和・男女共同参画)		
施策25 外国籍市民が暮らしやすい環境づくりと国際交流を進めます (多文化共生・国際交流)		
政策10 安全に暮らせるまち(安全・安心)		施策26 危機管理体制の整備と災害に強いまちづくりを進めます (危機管理体制・防災)
		施策27 消防・救急体制の強化を図ります (消防・救急)
		施策28 防犯体制を強化し犯罪のないまちづくりを進めます (防犯)
		施策29 交通安全対策を強化します (交通安全)
		施策30 市民の暮らしに役立つ総合相談窓口を充実します (市民相談)
		施策31 消費者の被害防止と救済を支援します (消費生活)

大綱	政 策		施 策	
大綱Ⅴ 環境と共生する活力あふれるまちづくり	政策 11	次世代の環境を意識したまち (環境)	施策32	環境施策を推進し地域環境に配慮した取り組みを進めます (社会環境)
			施策33	市民の共有財産である自然環境を保全します (自然環境)
			施策34	地球温暖化対策など地球環境を意識した取り組みを進めます (地球環境)
			施策35	資源循環型社会の構築を一層進めます (循環型社会)
	政策 12	活力があり働きやすいまち (産業)	施策36	新たな産業の育成と働きやすい環境を構築します (産業育成・労働環境)
			施策37	魅力ある農業の推進を図り、地域との共存共栄を進めます (農業)
			施策38	地域と一体となった商工業の活性化を進めます (商工業)
施策39			誰でも、いつでも観光を楽しめる環境づくりを進めます (観光)	
大綱Ⅵ 個性輝く快適で魅力あるまちづくり	政策 13	魅力と暮らしやすさがあふれるまち (都市空間)	施策40	景観に配慮し地域特性を活かした土地利用を進めます (土地利用)
			施策41	魅力にあふれた都市空間の形成を図ります (都市整備)
	政策 14	誰もが快適で住み続けたいまち (生活基盤)	施策42	安全で快適な住環境の整備を進めます (住環境)
			施策43	市民と地域に愛される公園・緑地づくりを進めます (公園・緑地)
			施策44	安全に機能する道路交通体系の充実を図ります (道路)
			施策45	市民生活の利便性を高める公共交通の充実を図ります (公共交通機関)
			施策46	安全な水道水を供給します (水道)
			施策47	快適で衛生的な生活環境のため公共下水道の整備や浸水対策を進めます (下水・浸水)
施策48	安全で快適な水辺空間の創出に努めます (河川)			

## 7 各分野の個別計画

総合振興計画の施策を具体的に実行するため、各分野別に個別計画等を定めています。主な個別計画等は以下のとおりです。

### 大綱Ⅰ スリムで効率的な協働のまちづくり

個別計画名	計画の概要	計画期間	所管課
3か年実施計画	基本構想で定めた将来像を実現するための基本計画の施策内容について、3年間で実施する具体的な施策内容の中から優先度に基づき実施する主要事業などを定めた計画です。	平成25年度～平成27年度	改革推進室
行政経営戦略プラン	行財政改革大綱に基づく、市民本位でありかつ成果重視の行政経営を戦略的に実施するための計画です。 大きな柱として「定員管理」「公共施設適正配置計画」「民間活力の導入」について方針を定めています。	平成23年度～平成27年度	改革推進室
公共施設適正配置計画	公共施設の維持管理、耐震性の確保など、厳しい財政状況の中で本市に適した公共施設のあり方を検討し、計画的に整備するための指針となる計画です。	平成23年度～平成29年度	改革推進室
第2次埼玉県ごみ処理広域化計画	ごみ処理の広域化により、コスト削減やごみの減量化、施設の老朽化対策を図り、計画的な施設整備を進めるための計画であり、本市は三芳町と広域化の位置づけがされています。	平成20年度～平成29年度	広域ごみ処理施設建設室
特定事業主行動計画	子育て中の職員が安心して仕事をしながら子どもを産み育てる職場づくりを推進するため、育児休業など勤務環境について定めた計画です。	平成22年度～平成26年度	人事課
人材育成基本方針	ふじみ野市職員として目指すべき職員像や求められる能力を明確化するなど、人材育成に関する総合的な取り組みを定めたものです。	平成22年2月～	人事課
第2次情報化基本計画	市民の利便性向上や地域の活性化などのため、本市の情報化を推進する方向や実施する事業を定めた計画です。	平成25年度～平成29年度	情報・統計課

## 大綱Ⅱ 健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり

個別計画名	計画の概要	計画期間	所管課
地域福祉計画	誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、市民、関係機関、団体と行政が連携し、地域住民がお互いに助け合い、支え合うことのできる仕組みをつくる計画です。	平成25年度～ 平成29年度	福祉課
次世代育成支援後期行動計画	「共に育とう 輝く未来に！地域みんなで子育て支援」をスローガンに子育て支援の施策を体系的にまとめた計画です。	平成22年度～ 平成26年度	子育て支援課
健康づくり計画	市民の健康増進の総合的な推進を図るための計画です。	平成24年度～ 平成29年度	保健センター
障がい者基本計画	国が策定した障害者基本計画に基づき、市の取り組むべき施策の方向性を定めた計画です。	平成24年度～ 平成28年度	障がい福祉課
第3期障がい福祉計画	障害者自立支援法に基づく、障がい福祉サービスの目標値や見込量を定めた計画です。	平成24年度～ 平成26年度	障がい福祉課
第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	老人居宅生活支援事業や老人福祉施設による事業の供給体制、さらに介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施について、3年ごとに策定する計画です。	平成24年度～ 平成26年度	高齢福祉課
国民健康保険特定健康診査等実施計画	国民健康保険において特定健康診査・特定保健指導の効果的・効率的な取り組みが図れるよう「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき策定する計画です。	平成25年度～ 平成29年度	健康保険課

## 大綱Ⅲ 夢のある心豊かな学びのまちづくり

個別計画名	計画の概要	計画期間	所管課
生涯学習推進計画	個人の資質を高めるだけにとどまらず、「人づくり」から「まちづくり」につなげるため、学校、関係機関、団体などと連携・協力し、市民が生涯を通して学ぶことのできる生涯学習*体制を構築するための計画です。	平成25年度～ 平成29年度	生涯学習課
図書館サービス計画	図書館運営の基本となるもので、市民に図書館サービスの内容を明示するとともに、図書館職員にとっては職務遂行の指針とするために策定した計画です。	平成22年度～ 平成26年度	生涯学習課 (図書館)
子ども読書活動推進計画	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、次世代を担う心豊かな子どもたちを育成するための読書活動に関する総合的かつ体系的な施策を示した計画です。	平成21年度～ 平成25年度	生涯学習課 (図書館)

大綱Ⅳ 安心して暮らせるふれあい・連携のまちづくり

個別計画名	計画の概要	計画期間	所管課
男女共同参画基本計画	性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の構築を目指し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。	平成20年度～平成29年度	市民相談・人権推進室
地域防災計画	この計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第42条に基づき作成する計画であって、本市の地域の災害に係る予防対策、応急対策及び復旧復興対策に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、防災の万全を期することを目的とするものです。	平成20年度～	危機管理防災課
国民保護計画	この計画は、我が国に対する武力攻撃事態などから、市民の生命、身体、財産を保護するため、必要な事項を定める計画です。	平成19年度～	危機管理防災課
通学路整備計画	通学児童などの交通安全を確保するため、5年ごとに通学路安全総点検を行い、国・県・市町村・警察の各管理者が点検結果に基づき、交通安全対策を行う計画です。	平成24年度～平成28年度	道路課

大綱Ⅴ 環境と共生する活力あふれるまちづくり

個別計画名	計画の概要	計画期間	所管課
環境基本計画・行動計画 (地球温暖化対策実行計画)	本市の豊かな自然環境と都市環境が調和する良好な環境を将来に引き継ぎ、また、地球環境保全などの新たな環境課題に対し、市、市民、事業者が共通の目標に対し推進するための計画です。	平成25年度～平成29年度	環境課
一般廃棄物処理基本計画	実情に合った分別区分、収集・運搬、最終処分等を定め、ごみの減量化、資源化を促進するための計画です。	平成24年度～平成33年度	環境課
ごみ処理広域化基本計画	本市と三芳町のごみ処理広域化の基本的な方向性を示し、広域処理に向けた整備計画を推進するため、具体的な方策について定めた計画です。	平成20年度～平成27年度	広域ごみ処理施設建設室

## 大綱Ⅵ 個性輝く快適で魅力あるまちづくり

個別計画名	計画の概要	計画期間	所管課
都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、本市の土地利用、道路交通体系整備、住環境整備など、概ね20年後の魅力ある都市整備の目標を定めた計画です。	平成22年度～平成41年度	都市計画課
建築物耐震改修促進計画	耐震化されていない市内の住宅や市有建築物の耐震化を促進するための計画です。	平成22年度～平成27年度	建築課
緑の基本計画	都市計画法及び、都市緑地法に基づき、本市の公園、緑地*等の整備・保全計画や行政、市民、企業などによる緑地保全及び緑化推進の、概ね20年後の目標を定めた計画です。	平成25年度～平成44年度	都市計画課
森林整備計画	森林法第10条の5に基づき、対象となる民有林について整備及び保全に関する事項を定めた計画です。	平成25年度～平成34年度	都市計画課
水道事業基本計画	水道の安全・安心かつ安定した供給体制の確立を目的とする計画です。	平成20年度～平成39年度	上下水道課
水道ビジョン	水道の安心・安定・持続・環境・国際の5つを長期的な政策目標に掲げて取り組むための計画です。	平成20年度～平成29年度	上下水道課
公共下水道計画	生活環境の改善（周辺・居住環境改善）及び公共用水域の水質を保全するための計画です。	昭和50年度～平成55年度	上下水道課



## 8 計画の見方

後期基本計画は、主に、大綱を示すページと具体的な施策を示すページで構成されています。

大綱のページでは、大綱及びそれに位置づけられる政策や施策を推進することで、本市がどのような姿を目指しているのかを具体的に示すとともに、大綱を構成する政策を明らかにしています。

また、施策のページは以下のような形で構成しています。

施策を担当する主管課及び連携して取り組みを進める関連課です。

施策についての本市の現状を記載しています。

現状に対する施策の課題を記載しています。

施策に関連するデータを記載しています。

### 施策1 市民との協力体制を構築します（市民参加・協働）

主管課 協働推進課

関連課 改革推進室

#### ▶ 施策の現状

ライフスタイルの変化や価値観の多様化、地域課題の複雑化などを背景に、従来の行政主導によるまちづくりから、市民や企業、NPO等と行政が対等な立場で責任を共有し、協力し合う協働のまちづくりへとシフトしています。

本市では、町会・自治会に対する支援や、市民活動支援センターを拠点とした市民活動に対する支援などを通じ、市民との協働のまちづくりを推進しています。また、市民との協働を図る仕組みとして、市民、市議会、行政それぞれの役割や市民参加のルールなどを定めた自治基本条例\*の制定に向け、市民検討組織と連携して進めています。

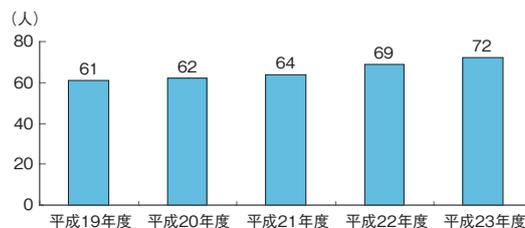
このほか、近隣大学との連携協力に関する包括協定に基づき、大学と協働したまちづくりやまちづくりを担う人材の育成を図るまちづくりまちおこし大学や、まちづくりを担う人材を確保するためのまちづくり人材登録制度\*の導入を進めています。また、「まちづくりを担う人材を確保する」というまちづくり参画への気運醸成と体制整備を進めています。

\*は207ページ以降用語解説を記載しています。

#### ▶ 施策の課題

- 市民が主体的にまちづくりに参加するための、協働の仕組みを引き続き構築する必要があります。
- 自治基本条例に対する市民の関心を高め、多くの意見を収集した上で、市民主体の条例を目指す必要があります。
- 産学官の連携を図り、まちづくりに参加する人材をさらに育成する必要があります。
- まちづくりを担う人材を確保するため、まちづくり人材登録制度のさらなる充実及び有効活用が必要です。

人材登録制度登録者数の推移



資料：改革推進室（各年度3月31日）

## ▶ 施策の目標

地方分権時代にふさわしい地域経営を行っていくため、協働のまちづくりに視点を置いた体制の構築や市民活動を担う人材の育成を進めます。

## ▶ 施策の展開

- 市民がまちづくりに主体的に参加する仕組みづくりを進めます。
- 市民活動やボランティア活動、NPO活動などの情報を集約・発信し、各活動の連携を支援します。
- 市民活動を担う人材の育成やまちづくりに参加する人材の確保を図ります。

## ▶ 主な事務事業

事務事業名	事業の概要
協働推進事業	参加と協働のルールを明確にするための自治基本条例*の制定や市民活動を担う人材育成のためのまちづくりまちおこし大学を開催します。

## ▶ 主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
まちづくりまちおこし大学 修了者数	25人	30人	まちづくりの人材の育成
まちづくり人材登録制度* 登録者数(累計)	72人	96人	まちづくりの人材の確保
まちづくり人材登録制度に おける登用者数(累計)	17人	30人	まちづくりへの人材の有効活用

### 市民の取り組み(市民にできること、役割、お願い、期待すること)

- 市民活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- まちづくり人材登録制度に登録し、まちづくり活動に参加しましょう。



施策の現状と課題を踏まえ、目指す目標を定めています。

施策の目標を達成するため、具体的な展開を記載しています。

施策を展開するにあたり主な事務事業を記載しています。

施策の進捗状況を計るための主な目標指標を設定しています。

施策を推進するにあたり、協働の取り組みとして、市民のみなさん自身ができること、市民のみなさんの役割、市民のみなさんへのお願いや期待することを記載しています。

